

特定非営利活動法人 アートネットワーク・ジャパン

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 アートネットワーク・ジャパン と称し、略称をANJという。

2 この法人の英文名は Arts Network Japan とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く舞台芸術の活性化と振興、次代を担う才能の発掘、併せて国際文化交流の促進に寄与すべく開催する国際アートネットワーク事業を展開することを目的とする。

(特定非営利法人活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 東京国際舞台芸術フェスティバルを含む国際アートネットワーク事業の企画及び実施
- (2) 外国人芸能人の招聘
- (3) その他上記第3条の「目的」を遂行する上で必要と認められる事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。ただし、人格なき社団が社員となる場合には、その団体名をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有するもの
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有しないもの

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由がない限り入会を承諾するものとする。
- 3 理事長は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員の入会条件についての定めはない。

(退会)

第8条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決を経てその資格を喪失し、退会したものと見なすことができる。
 - (1) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
 - (2) 解散したとき
 - (3) 破産宣告を受けたとき
 - (4) 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (2) この法人の定款または規定に違反したとき

第3章 役員、会長及び顧問

(種別および定数)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事および監事は、正会員（法人または団体にあつてはその代表者または役職員）のなかから総会の議決によって選任する。
- 4 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために理事および監事を緊急に選任する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。このとき、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
- 5 理事長、及び副理事長は理事会において互選する。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることが出来ない
- 8 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会または理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、所定の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第10条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまで、なおその任にあるものとする。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第14条 役員は、理事総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 報酬の額は、総会の議決を経て定める。
- 3 役員には費用を弁償することができる。

(会長)

第15条 この法人に、会員を代表するものとして会長を置くことができる。

- 2 会長は正会員の中から選出する。
- 3 会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第16条 この法人に、理事会の承認を得て、顧問を置くことができる。

- 2 顧問に関する事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第17条 会議は総会および理事会とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とし、正会員をもって構成する。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 18 条 総会は、以下の事項に付いて議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業計画および予算ならびにその変更
 - (4) 事業報告および決算
 - (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 事務局の組織及び運営
 - (7) その他理事会が必要と認める重要な事項
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

(招集)

第 19 条 会議は、第 11 条第 5 項第 4 号を除いて理事長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、理事長は、会議を構成する正会員または理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、少なくとも一週間前までに発信しなければならない。

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
 - (3) 監事が招集したとき
- 3 理事会は、年 2 回以上必要なときに開催する。

(定足数)

第 21 条 総会は正会員、理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第 22 条 会議の議長は、理事長の指名する理事がこれに当たる。

(議決)

第 23 条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会に於ける正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず 1 会員 1 票とする。
- 3 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 理事の議決権は、平等なものとする。
- 5 総会および理事会の議決について特別の利害関係を有する正会員または理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第 24 条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって

- 表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前各号の場合において、当該正会員または理事は、第 21 条および前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会および理事会の議長は、総会および理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員または理事のうちその会議において選任された議事録署名人名 2 名以上が署名または記名押印し、これを保存しなければならない。

第 5 章 委員会等

(委員会等)

第 26 条 この法人は、業務企画推進のために、運営委員会および専門部会等（以下「委員会等」という）の委員会を置くことができる。

- 2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第 6 章 事務局

(設置および職員の任免)

第 27 条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長 1 名および職員若干名を置く。
- 3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

(組織および運営)

第 28 条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 29 条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第33条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、通常総会の議決を経なければならない。

- 2 この法人の通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画および予算は、前条の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。
- 3 第1項に規定した総会の議決を経た事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会はその後最初に開催する総会に報告し承認を得なければならない。

(事業報告および財産目録等決算)

第34条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関する書類は、代表理事が事業終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第35条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない

第9章 解散および合併

(解散)

第36条 この法人は、次に掲げる事由に因って解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消

- 2 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会に置いて出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。
- 3 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第37条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに有する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 38 条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会に置いて出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決による。

第 10 章 雑則

(委任)

第 39 条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公告)

第 40 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト (法人入力情報欄) に掲載して行う。

付則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を経て登記した日 (以下「設立日」という) から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 10 条第 3 項の規定に係らず、別表に掲げるものとする。その任期は、第 12 条第 1 項の規定に係らず、設立日から 2000 年 6 月 30 日までとする。
- 3 この法人の設立年度の事業計画および収支予算は、第 16 条第 1 項第 3 号および第 31 条第 1 号の規定にかかわらず、法人設立総会において決定する。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 30 条の規定に拘らず、設立日から 2000 年 5 月 31 日までとする。

附則

- 1 この定款の改正は、平成 24 年 8 月 9 日から施行する。
- 2 この定款の改正は、平成 25 年 2 月 7 日から施行する。
- 3 この定款の改正は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。
- 4 この定款の改正は、平成 31 年 3 月 7 日から施行する。
- 5 この定款の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	市村作知雄	理事	渡辺弘
理事	岡部修二	同	高萩宏
同	加藤種男	同	草加叔也
同	高辻ひろみ	同	曾田修司
同	角山紘一	監事	津村卓
同	山田英久		